【いつでも安心プラン(X、W、V)】

●商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、傷害死亡保険金対象外特約、傷害後遺障害保険金対象外特約等をセットした商品です。

急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガ(注1)(注2)をされた場合に保険金をお支払いします。ご希望の被保険者の範囲を3つのコースからお選びいただけます。

(注1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生じる中毒症状を含みます。(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。)

(注2)変形性膝関節症などの疾病および疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけなどは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しません。

(2)被保険者(保険の対象となる方)の範囲

	本人コース【X】	夫婦コース【W】	お子様コース【V】
本人	○	○	○
配偶者	―	○	―
子供	―	―	○

※本人とは、カード会員ご本人をいいます。

※配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※子供とは、本人または配偶者の子で、生後15日以上満25歳未満の者をいいます。

※本人とその他の被保険者の続柄は、事故発生時点の続柄をいいます。

(3)補償内容

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

傷害入院保険金

保険金をお支払いする主な場合

事故によるケガで入院した場合、1回の事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき、傷害入院保険金日額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による傷害 (2)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注3)を除きます。)、核燃料物質等による傷害 (3)被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害 (4)被保険者の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による傷害 (5)被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 (6)被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (7)被保険者に対する外科的手術その他の医療処置による傷害 (8)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害 (9)原因のいかんを問わず頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの (10)ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故による傷害 (11)レーサー、競輪選手等危険な職業に従事している間の事故による傷害 (12)自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故による傷害 など

(注3)テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

傷害手術保険金

保険金をお支払いする主な場合

事故によるケガの治療を直接の目的として以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害入院保険金日額に所定の倍率(入院中は10倍、それ以外の手術については5倍)を乗じた保険金をお支払いします。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(注4)

②先進医療に該当する手術(注5)

(注4)ただし、以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術

(注5)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害入院保険金と同様です。

傷害通院保険金

保険金をお支払いする主な場合

事故によるケガで通院(往診を含みます。)した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1回の事故につき90日を限度として、通院1日つき、傷害通院保険金日額をお支払いします。

ただし、通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(注6)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

(注6)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

※傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害入院保険金と同様です。